

「第 10 次交通安全計画」策定後の道路交通法の主な改正点

時 期	内 容
<p>平成 29 年 3 月 12 日施行 (高齢運転者対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「臨時認知機能検査・臨時高齢者講習」の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢運転者による交通事故を防止するため、75 歳以上の運転者への臨時の認知機能検査や臨時高齢者講習（実車指導と個別指導）を新設 ○ 臨時適性検査制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判定された場合、「臨時適性検査」（医師の診断）を受けるか、主治医等の診断書を提出するよう見直し ※ 医師の診断の結果、認知症と判断された場合は運転免許の取消し等の対象となる ○ 高齢者講習の合理化・高度化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 75 歳未満対象の講習は 2 時間に合理化（短縮） ・ 75 歳以上対象の講習は、認知機能検査の結果に基づき、高度化または合理化
<p>令和元年 12 月 1 日施行 (携帯電話使用等対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯電話使用等に関する罰則の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォンや携帯電話などの「ながら運転」による重大事故が増えていることを鑑み、違反に係る基礎点数や反則金の引き上げなど罰則を強化
<p>令和 2 年 4 月 1 日施行 (自動運転技術実用化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車の自動運転技術の実用化に対応するための規定の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動運行装置の定義等に関する規定や、自動運行装置を使用する運転者の義務に関する規定を整備 ※ 速度や天候など一定の条件のもと、システムが運転操作を担う「レベル 3」の自動運転が可能となった
<p>令和 2 年 6 月 30 日施行 (あおり運転対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ あおり運転の厳罰化 <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで道交法上で明確な定義がなく、「車間距離保持義務違反」等を適用してきた「あおり運転」を、「通行妨害目的で、一定の違反行為で交通の危険を生じさせる恐れのあるもの」と規定 ・ 急ブレーキや車間距離不保持など 10 項目の違反行為を明示し、罰則を規定 ※ 違反者には 3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金 高速道路上で相手車両を停止させるなど著しく危険な行為は、5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金
<p>令和 4 年 6 月までに施行 予定 (高齢運転者対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違反高齢者に運転技能検査を義務化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の違反歴がある 75 歳以上の高齢者に「運転技能検査」（実車試験）受検を義務化 ※ 検査に合格しなければ免許更新不可 ○ 安全運転サポート車限定免許の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動ブレーキなど先進安全機能を備えた「安全運転サポート車」（サポカー）に限って運転できる限定免許を創設